

一般社団法人日本運動療育協会

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本運動療育協会（以下「本法人」という。）における寄付金等の取扱について必要な事項を定め、寄付の適正な受け入れを図り、寄付の透明性を確保することを目的とする。

(寄付金等の種類)

第2条 本法人が受け入れる寄付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付 寄付者が使途を指定せずに寄付した寄付金等
- (2) 指定寄付 寄付者によって予め使途が指定された寄付金等

2 この規程における寄付金等とは、本法人の定款第3条に掲げる法人の事業ならびに法人の維持運営に資するため、本法人に寄付または寄贈される金銭、有価証券その他の金券、不動産、施設、設備、権利、その他の財物を言う。

(寄付金等の使途)

第3条 一般寄付については、本法人の事業ならびに法人の維持運営のために使用し、その費用配分は理事会において決定する。

2 指定寄付については、その4分の3以上を寄付者の指定した使途に使用するが、その残額は本法人の維持運営のために使用することができるものとする。

(寄付金等の受け入れ・辞退・返還)

第4条 寄付金等の受け入れに際し、本法人は、寄付者より寄付申込書の提出を受ける。また、寄付金等を受け入れたとき、寄付者より要請のある場合には、遅滞なく受領書を寄付者に交付する。

2 本法人は、寄付が次の各号に該当する場合またはそのおそれがある場合には、寄付金等の受け入れを辞退する。

- (1) 寄付者が、寄付の対価として何らかの利益、便宜または本法人の事業の成果として得られた知財産権およびこれに準ずる成果物（以下「成果物等」という。）を享受しようとする場合。
- (2) 寄付者が、当該寄付により税の不当な軽減を来たす結果となる場合。
- (3) 寄付金等を受け入れることにより、本法人に著しい財政負担が生じる場合。
- (4) 寄付者が、寄付の経理について監査を行う場合。
- (5) 寄付後に寄付者がその意思により寄付金等の全部または一部を取り消すことができる場合。
- (6) 寄付者が、科学的根拠の明らかでない身体または健康に対する効能、がんの予防・治療に関するサービスや商品等を推奨、施行、提供または販売している個人、法人、その他の団体である場合。
- (7) 寄付者が、寄付者の推奨、施行、販売または提供するサービスや商品等の宣伝または販売促進等の営利目的で、本法人の名称や本法人の運営する研究の名称を使用する場合。
- (8) 寄付者又は寄付者の役員、使用人等が、暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋またはそれに

準ずる反社会的勢力に所属している場合、またはこれらの反社会的勢力の維持運営に協力または関与している場合。

(9) 前号に掲げる場合のほか、本法人の運営上支障があると代表理事が認める場合。

3 寄付者は、本法人が受け入れた寄付金等については、原則として寄付者の事情によりその返還を求めることはできない。

4 寄付者は、本法人の寄付等の受け入れ後に、第2項各号に掲げる事由が明らかになった場合においても、当該寄付金等の返還を求めることはできない。なお、この場合においても、寄付者は、第2条第1項第1号に規定する成果物等の享受、同項第4号に規定する監査及び同項第7号に規定する名称の使用をすることはできない。

(情報公開・情報管理)

第5条 本法人は、受け入れた寄付について、寄付者の承諾を得て、寄付者の氏名または名称を本法人のWebサイトや当該年度の事業報告書等に公開することができる。

2 本法人は、前号に掲げる寄付者に関して知り得た情報については、個人情報保護に関する法律等に従い、細心の注意を払って情報の管理に努める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、令和6年4月2日より施行する。